

## 令和5年度 第2回志布志市総合教育会議 議事録

1 開催日時 令和5年10月16日（月）  
開会 午後1時28分 閉会 午後2時00分

2 場 所 志布志市役所 志布志庁舎4階 庁議室

### 3 報 告

- (1) 鹿児島県特別支援教育学校の分置計画について
- (2) 本市の児童生徒及び学校の状況について

### 4 協 議

- (1) 令和6年度組織機構再編計画について
- (2) 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

### 5 出席者 (出席構成員)

志布志市長 下平晴行  
教育長 福田裕生  
教育委員 松原治美  
教育委員 島津陽亮  
教育委員 津町千代子  
教育委員 益田裕子

### (事務局)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 志布志市副市長              | 溝口猛   |
| 総務課長                 | 小山錠二  |
| 総務課行政グループリーダー        | 下出克也  |
| 総務課行政グループサブリーダー      | 吉井啓剛  |
| 総務課行政グループサブリーダー      | 畠山浩一郎 |
| 教育総務課長               | 岡崎康治  |
| 教育総務課長補佐             | 児玉雅史  |
| 教育総務課長補佐（学校給食センタ一次長） | 田之口俊博 |
| 学校教育課長               | 上木勝憲  |
| 学校教育課参事兼指導係長兼指導主事    | 久木崎敢  |

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 学校教育課参事兼指導主事        | 赤塚 健志  |
| 学校教育課参事兼指導主事        | 森 薩 直也 |
| 生涯学習課長              | 江川一正   |
| 生涯学習課参事兼指導主事兼社会教育主事 | 山端真規子  |
| 生涯学習課長補佐兼生涯学習係長     | 河野 尚仁  |
| 生涯学習課文化財管理室長        | 小村 美義  |

## 6 会議の経過

午後1時28分 開会

### ○ 開会

### ○ 進行

【小山課長】 本日は、御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。限られた時間ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

進行をさせていただく総務課の小山でございます。出席者におきましては、1ページの名簿を御覧いただきたいと思います。

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。

まず、はじめに、開会に先立ちまして、下平晴行市長が挨拶を申し上げます。

### ○ 市長挨拶

【下平市長】 皆さん、こんにちは。

令和5年度2回目の総合教育会議ということでよろしくお願ひします。改めて、教育委員の皆様方には、平素から本市の教育行政の推進に御尽力いただきまして、心から感謝を申し上げます。

今回の会議では、まず報告で、「特別支援教育学校の分置計画状況」と、「本市の児童生徒及び学校の状況」について説明させていただきます。

協議につきましては、1項目が、これまで庁舎内及び外部委員会を通して議論を重ねてきた「令和6年度組織機構再編計画」となつており、2項目が、組織機構再編に伴う「教育委員会が所管する職務権限の特例に関する条例の制定」についてを議題としています。

この協議事項は、今後の教育行政組織の在り方を大きく刷新することとなりますので、大変重要な内容だと思っています。市長及び

教育委員会との合意形成を経て、12月の議会に提案していきたいと思っていますので、是非、皆様方の御意見を頂きまして、十分に意見交換を行い、実りある会議にしていただきますことをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

## ○ 協 議

【小山課長】 それでは、早速ではありますが、会次第3の報告及び会次第4の協議に入りたいと思います。

会議の議長につきましては、総合教育会議設置要領第4条第4項の規定により市長が務めることになっておりますので、下平市長よろしくお願ひいたします。

【下平市長】 まず、「報告(1) 鹿児島県特別支援教育学校の分置計画について」事務局の説明をお願いします。

【赤塚参事】

(非公表)

【下平市長】 ただ今の報告について、皆様から御質問等はありませんか。特に質問等も無いようですので、「報告(2) 本市の児童生徒及び学校の状況について」、事務局からの説明を求めます。

【森薦参事】 本市における、現在の子どもたちや学校の状況、成果及び課題について御説明いたします。

まず、「学力」についての考え方ですが、学校教育法第31条に明記されておりますが、「見える学力」(知識・技能)、「見えにくい学力」(思考力・判断力・表現力)、「見えない学力」(主体的に学習に取り組む態度)の3つの要素を「確かな学力」と捉えています。

「見える学力」と「見えにくい学力」のみに重点を置いてしまうと、単なる反復練習をすればよいということになってしまいます。

しかし、グローバル化や情報化など社会の急激な変化に伴い、高

度化、複雑化する諸課題への対応が必要となってくるこれからの社会では、「見える学力」、「見えにくい学力」のほかに、「見えない学力」といったバランスのとれた人材育成が必要となってきます。それぞれがバランス良く、往復的動きを繰り返し、積み重ねることで「確かな学力」になると考えております。

それでは、2の本市における児童生徒及び学校の状況について御説明いたします。(1)の令和4年度鹿児島県いきいき活動表彰は、4名の児童生徒が表彰を受け、(2)の令和4年度学校賞では、市内5校が受賞しております。(3)の令和4年度少年団及び部活動は、令和5年4月から9月現在において、27の個人や団体が、県大会又は全国大会で活躍しております。(4)の入賞及び成果等においても、3校が入選し感謝状等の受賞をしており、(5)の新聞掲載等では、南日本新聞だけでも、掲載数は100件となっており、その中で投稿した詩、作文、絵等は75件になっております。

次に、令和5年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果について御説明いたします。小学校において、国語は、県差マイナス5.0、全国差マイナス5.4、算数は、県差マイナス3.0、全国差マイナス4.7となっており、国語及び算数は、昨年度と比較し全国との差が若干大きくなった状況となっています。

また、中学校において、国語は県差マイナス5.0、全国差マイナス5.1、数学は県差マイナス2.0、全国差マイナス5.4、英語県差マイナス6.0、全国差マイナス10.1という状況でした。昨年度と比較すると、国語は県差プラス2.0、全国差プラス2.2、数学は県差プラス5.0、全国差プラス6.6と、国語、数学ともに全国・県との差を大きく縮める結果となりました。

続きまして、4の令和5年度全国学力・学習状況調査結果について御説明させていただきます。(1)の「自分にはよいところがありますか。」、(2)の「先生はあなたのよいところを認めてくれますか。」、(3)の「学校に行くのは楽しいと思いますか。」等の自己肯定感、自己有用感に関わる項目では、肯定的な回答をした児童が多く、全国よりも上回っているものも多くあります。(4)の「将来の夢や目標をもっていますか。」については、肯定的な回答をした児童生徒が多く、年々増加傾向にあり、本市の児童生徒一人一人の自己肯定感、自己有用感が高まっていることが分かります。

5の令和4年度全国体力・運動能力調査の結果については、小学生において、男女ともに、体力合計点、A・Bの割合は全国平均を上回っております。中学生においては、男子は下回っているものの、女子は、体力合計点、A・Bの割合ともに全国平均を上回っております。

最後に、6のいじめ問題と不登校児童生徒の現状については、令和元年度から令和4年度までの認知件数は減少傾向にあります  
が、不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。

以上のように、本市の子どもたちや学校においては、多くの成果を挙げている一方で、課題があることも確かであります。

今後も「きらり輝く三つのおしえ」を基本理念に、学校、家庭、地域が一体となり、「確かな学力と豊かな育ち」が展開されていくように着実に学校教育を推進してまいります。

【下平市長】

ただ今の報告について、皆様からの御質問はありませんか。

特に質問等も無いようですので、会次第4の協議に入ります。

協議(1)は、「令和6年度組織機構再編計画について」となっていますが、協議(2)の「志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」とは、関連がありますので、一括協議として扱いたいと思いますが、皆さんよろしいですか。

特に、異議もないようですので、協議の(1)と(2)は、一括して協議させていただきます。事務局からの説明を求めます。

【下出総務課G L】 資料は、26ページの令和6年度からの教育委員会所管に関する組織機構再編計画であります。

再編する理由としては、限られた職員数で多様なニーズに対応した市民サービスの維持向上を図ることであり、そのために関係分野の連携や機能集約による効率化を進めていこうとするものです。

組織図を御覧ください。ページの左半分が、現在の教育委員会所管の組織図を表しております、右半分が、来年度からの施行を考えている新たな組織図となっています。組織図の見方として、左側と右側の同色になっている箇所が、同じ業務を承継していく部署というふうに判別しやすくしているところです。

今回の教育委員会に関する組織再編では、二つの大きな特徴があり、一つは、一部の教育委員会所管業務及び施設を市長部局に移管するということで、文化、スポーツに関する業務を観光と一体的な取組みを行い、市の魅力発信や、資源を活用した誘客等の取組みによる活性化を目指していこうとするものです。一方で、教育委員会に関しましては、より学校教育に重点を置いた教育行政の推進に御尽力いただけるよう主眼を置いたものです。

二つ目は、地域活性化、少子高齢化、デジタル化に対応した施策の取組みを進めていくためには、現状の業務の枠にとらわれない、柔軟な組織体制が必要不可欠であることから、係制を廃止し、グループ制を導入するということあります。

具体的に、まず、現在の教育総務課に関しましては、現在の業務に図書館業務を加え、3つのグループ制を導入していきます。

学校教育課に関しましては、現在の業務に公民館業務を除く社会教育業務を加え、3つのグループ制を導入して、課名を教育振興課に改めます。

生涯学習課に関しましては、社会教育係の公民館の業務及び施設をコミュニティ推進課に、生涯学習係の文化振興業務をシティセールス課に、同係の生涯学習業務をコミュニティ推進課に、生涯スポーツ係、国体推進係及び文化財管理室の業務をシティセールス課に、それぞれ市長部局へ移管する内容となっています。

また、教育分室については、教育委員会に関する業務を教育総務課と教育振興課に集約することとしますが、市民サービスの低下を招かないよう、支所の地域振興課及び総務市民課で窓口対応できるよう整備します。以上が、教育委員会に関する組織機構再編計画となっています。

次に、資料は27ページの教育委員会から市長部局に、所管業務の変更を行うための法令整備について御説明申し上げます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、第23条の職務権限の特例として、「条例を制定することによって、首長が、図書館、博物館、公民館、スポーツ、文化及び文化財の保護に関することなどの、教育に関する事務を管理し、及び執行することができる」と規定されています。中段の第29条では、首長は、「教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案

を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならぬ。」と規定されておりますので、本日の総合教育会議でご意見を伺い、来週23日の定例教育委員会で議案を審議していただければ有難いと思っています。

今回の組織再編に伴う教育事務特例の本市の関係条例につきましては、28ページに、条例の一覧表を掲載させていただいております。

新たに制定する条例としましては、29ページにあります、「志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」となります。先ほども少し触れましたが、同条第2条の職務権限の特例としては、公民館、歴史民俗資料館、埋蔵文化財センター、学校体育を除くスポーツ、文化及び文化財の保護に関することに関して、市長が、管理及び執行すると規定したものです。

また、附則で経過措置を設けまして、令和6年4月1日の施行日前に教育委員会が行った処分、手続その他の行為については、施行日以降も、市長が行ったものとみなすと定め、その効果が継続されることを規定しています。

30ページから32ページにかけては、既存の条例を一部改正するもので、関係条例の整備に関する条例を制定することにより、一括して同一目的の改正が判断できるようにしております。その中で、30ページの第1条にある市職員定数条例の一部改正ですが、これは、教育委員会生涯学習課が廃止され、業務のほとんどが市長部局へ権限移譲されることに伴い、教育委員会の事務局職員の上限数を改める内容となっています。

第2条以降の改正内容は、そのほとんどが「教育委員会」を「市長」に改める内容となっておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

最後に、33ページ以降が、説明資料として関係条例の整備に関する条例の新旧対照表となっており、朱書きされている箇所が改正部分となっております。説明は、以上でございます。

【下平市長】 ただ今の説明及び資料内容について、皆様からの御意見や御質問はありませんか

【松原委員】 今度の組織機構再編で生涯学習課を中心に、業務自体が市長部局に移管されることで、全体的な大きな変革に伴う成果として、その効果が發揮されるようであれば良いことだと思う。

【下平市長】 教育委員会に対して求めるものは、学校教育に関するることを中心に対応していただきたいという思いでの組織再編を計画したところです。

その他に、何か御意見等はございませんか。

特に無いようですので、以上をもちまして、協議を終了させていただきたいと思います。

総合教育会議設置要領にもありますように、「市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、連携して効果的に教育行政を推進していく」ために当該会議が設置されておりますので、相互理解の下、組織機構再編が進められ、そしてそのことが、多様な教育ニーズや市民ニーズに対応していくよう、引き続き委員の皆様方と協議していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

御協力ありがとうございました。

【小山課長】 議長ありがとうございました。

#### ○ その他

【小山課長】 それでは、会次第の「5 その他」についてですが、委員の皆様方から協議事項以外に何かございますか。又は、協議事項で再度確認しておきたいことなど、何かございますか。

#### ○ 閉会

【小山課長】 以上をもちまして、令和5年度「第2回志布志市総合教育会議」を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後2時00分 閉会

会議録署名

志布志市長

丁 手 肇 行

教育長

福田 政之

教育委員

松原 治美

教育委員

津町 千代子

教育委員

島津 陽亮

教育委員

石田 格子